

広島県告示第二百二十九号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第一号の表西部工業技術センターの項中

96	超音波顕微鏡	〃	六〇〇円	を
96	超音波顕微鏡	〃	六〇〇円	
97	光学式動作解析装置	〃	三〇〇円	
98	アーム型三次元形状測定装置	〃	三〇〇円	に改め、同表東部工業技
99	生体信号計測装置	〃	三〇〇円	

術センターの項中

45	恒温恒湿器	〃	九〇〇円	
46	万能引張圧縮試験機	〃	一、四〇〇円	を
45	恒温恒湿器	一回（二四時間以内）	八、六〇〇円	
46	万能引張圧縮試験機	一時間	一、四〇〇円	に改める。